

甲賀市奨学金返還支援金 募集要領

～これから甲賀市で働くあなたを応援します～

市内企業の採用内定を受けられたら、まずは「認定申請」の手続きを。

<申請期限（二次）：令和3年12月28日（火）>

【事業概要】

これから甲賀市内の企業・事業所で働かれる市民の奨学金返還を、就職された月から5年間（60ヶ月間）で最大100万円（上限20万円／年）支援します。

【認定申請書の提出期限（二次）】

令和3年12月28日（火）

【認定申請書の提出方法】

下記担当課に「直接持参」「郵送」「Eメール」で提出してください。

≪申請書類提出先≫

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
甲賀市役所 商工労政課「甲賀市奨学金返還支援金」受付係
Eメール：koka10351000@city.koka.lg.jp

- ※ 郵送の場合、送信封筒の裏面には差出人の住所、氏名を記載してください。
- ※ Eメールの場合、題名を「甲賀市奨学金返還支援金+氏名」としてください。
また、添付ファイルはすべてPDFデータ（押印があるものはカラー）としてください。

【注意事項】

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、できるだけ「郵送」「Eメール」で提出してください。
- 「郵送」「Eメール」で提出された場合は、下記お問い合わせ先に電話連絡をし、受信確認をしてください。
- 提出された申請書類は返却しませんので、写し等は各自で保管してください。
- 申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。期限内に余裕をもって提出してください。

【お問い合わせ先】

甲賀市 産業経済部 商工労政課 新産業振興係
TEL：0748-69-2187 FAX：0748-63-4087 Eメール：koka10351000@city.koka.lg.jp

第1 支援金の概要

1 制度の目的

甲賀市出身の若者の市内企業・事業所への就職と市外からの若者の転入を促進するとともに、市内企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進と市内小規模事業者の人材確保を図ることを目的とします。

2 制度の概要

奨学金等の貸与を受けて修学した市民が、奨学金等を返還しながら、市内の企業・事業所で働かれる場合に、5年間にわたり奨学金返還額の75%（上限20万円/年）を支援します。

ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組まれる企業・事業所や、小規模事業者に就職される場合は、奨学金返還額の100%（上限20万円/年）を支援します。

3 支援対象者

これから奨学金等を返還しながら甲賀市内の企業・事業所で働こうとされている市民で、次の(1)から(4)のすべてに該当する方です。

令和4年4月に就職される方のほか、令和3年度中に就職される方も支援対象となります（令和3年4月1日以降に採用内定を受けられた方に限ります。）。

- | |
|---|
| <p>(1) 高等学校、中等教育学校、大学及び高等専門学校（以下「大学等」といいます。）を、卒業（見込み）又は中途退学された方。</p> <p>(2) 甲賀市内に住民登録（※）されている方（転入予定者を含む）。 ※原則として、支援金の交付から5年以上、甲賀市に居住していただく必要があります。 ※住民登録があっても、勤務地の変更に伴い、居住地が変更され本市に居住していないと認められる方は支援の対象となりません。</p> <p>(3) 甲賀市内に店舗や事業所がある企業・事業所に就職される予定の方。 ※正規雇用（期間の定めのない労働契約による雇用）される方に限ります。</p> <p>(4) 市税（市民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。以下同じ。）の滞納がない方。</p> |
|---|

4 助成対象にならない就職先

上記3に該当する方でも、次の(1)～(6)に該当する職業や企業・事業所に就職される方は、支援の対象となりません。

- | |
|---|
| <p>(1) 国家公務員又は地方公務員（※） ※ただし、医療職、介護職、保育教諭、保育士は支援対象となります。</p> |
|---|

- (2) 独立行政法人、地方独立行政法人又は国立大学法人（※）
※ただし、医師、看護師・准看護師、介護士、保育教諭、保育士は支援対象となります。
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する企業・事業所
- (4) 市税の滞納がある企業・事業所
- (5) 宗教活動、政治活動又はこれらに類する活動を行う企業・事業所
- (6) 性風俗関連特殊営業を行う企業・事業所

5 支援対象となる奨学金等の種類

支援対象となるのは、次の(1)～(5)のいずれかの奨学金の貸与を受け、返還を予定されている方です。なお、支援金の額の算定は当初の返還計画に基づくものとし、繰上償還等による返還額の増額分は、考慮しません

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学資金
- (2) 都道府県が貸与する奨学資金及び修学資金
- (3) 都道府県教育委員会が貸与する奨学金
- (4) 都道府県の社会福祉協議会が貸与する生活福祉資金(教育支援資金)及び修学資金
- (5) 上記(1)～(4)のほか、これらに準ずるものとして市長が認める奨学金等

6 支援対象期間

最大60か月間（奨学金の返還期間に応じて決定します。）

7 支援金額の算定

支援金の額は、毎年度、支援対象者からの申請に基づき算定し、決定します。
1年度は、4月から3月までの12ヶ月間とします。

支援金額 上限20万円／年度（最大100万円）

補助率 奨学金返還額の75%。ただし、次の(1)または(2)の企業・事業所に就職される方については、奨学金返還額の100%となります。

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組まれており、次の実績がある企業・事業所
 - ア 甲賀市でイクボス宣言を実施
 - イ 滋賀県イクボス宣言登録企業の認証を取得
 - ウ 滋賀県女性活躍推進企業の認証を取得

- エ 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録
- オ 厚生労働大臣から「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」に認定
- カ 厚生労働大臣から「くるみん」又は「プラチナくるみん」に認定

(2) 市内に本社がある小規模企業者・市内に住民登録がある個人事業主

- ※ 小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者とします。具体的には、常時使用する従業員の人数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者を指します。「従業員」の考え方については、以下のとおりとなります。
- ※ 市内において事業を行う農業法人、NPO法人、医療法人、福祉法人等の法人格を有する者であって、小規模企業者の定義に準じる者として市長が認めるものを含みます。

《常時使用する従業員について》

中小企業基本法における「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

《この支援金における「従業員」について》

この支援金においては、以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- (a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含む。）
- (b) 個人事業主本人（なお、専従者（家族従業員）は「常時使用する従業員」に含む。）
- (c) 以下のいずれかの条件に該当する、パート労働者等
 - (c-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含む。）
 - (c-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※）」の所定労働時間に比べて短い者

※「通常の従業員」について

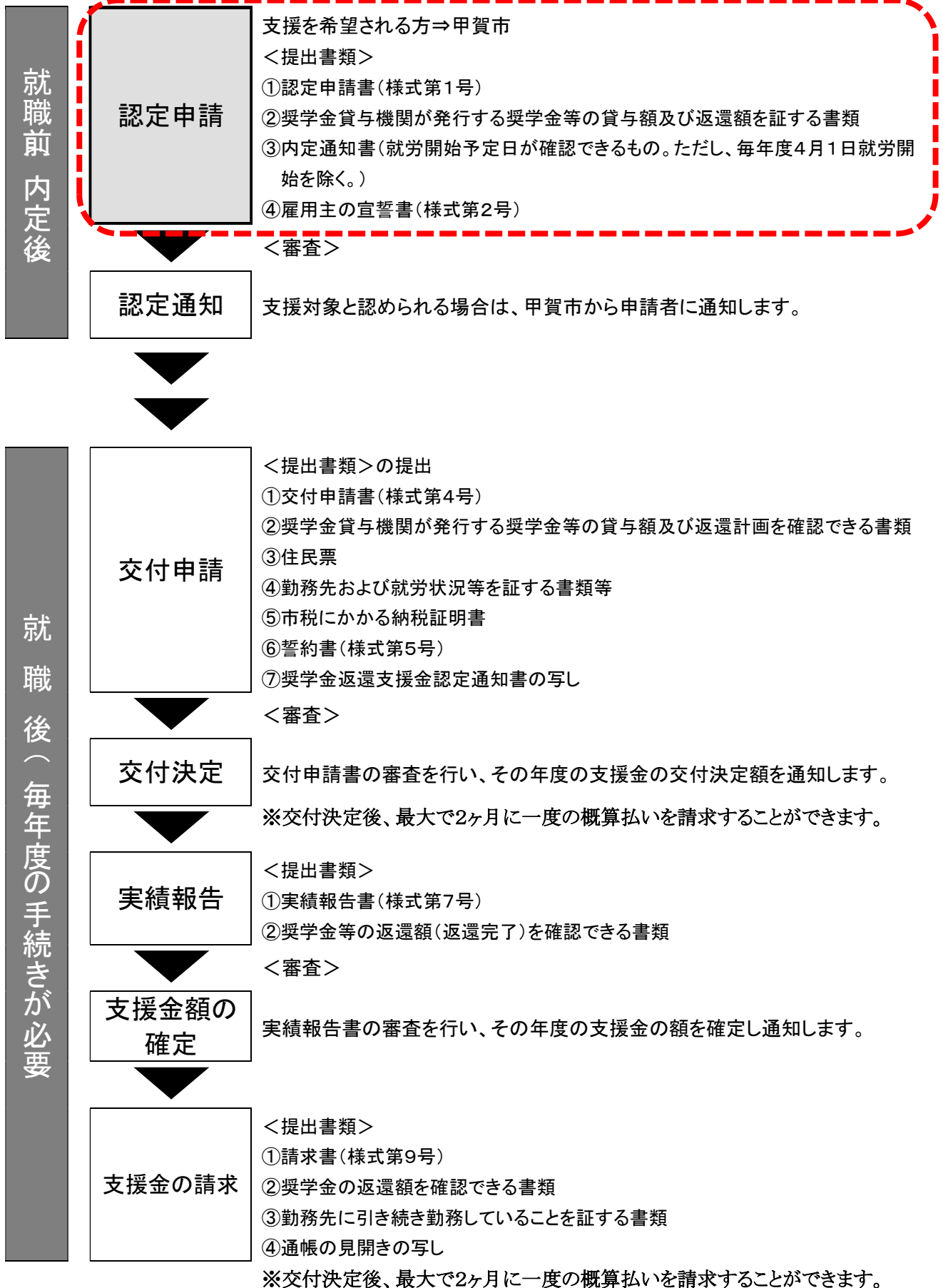
この支援金における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日または1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者となります。

「(c-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間および1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

第2 手続きの流れ

↓↓↓まずは、こちらの「認定申請」の手続きをお願いします↓↓↓



第3 その他

- (1) 本支援金の認定または交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、本支援金の認定または交付決定を取り消し、支払期限を定めて返還を請求します。
- (2) 支援金支払後に、市又は国の会計検査院等が、個別に検査を実施する場合があります。他、税当局に申請内容について情報提供を行う場合があります。
なお、支援金の申請に係る証拠書類等は、申請者が、整理し、5年間保管しなければなりません。
- (3) その他、ご不明な点がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

甲賀市長 へ

申請者

住 所

氏 名

電 話

E-mail

勤務予定先

所在地

名称（屋号）

奨学金等返還支援金認定申請書

標記の支援金の交付を受けたいので、甲賀市奨学金等返還支援金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

就労開始日（予定） 年 月 日

関係書類

- (1) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与額及び返還等を証する書類
- (2) 内定通知書（就労開始予定日が確認できるもの。ただし、毎年度4月1日就労開始を除く。）
- (3) 勤務先の宣誓書（様式第2号）

様式第2号（第6条関係）

宣 誓 書

私は、雇用予定者が甲賀市奨学金等返還支援金の認定申請をするに当たり、下記の事項について、誓約いたします。

また、甲賀市奨学金等返還支援金の申請内容の確認のために必要があるとき、市税の納付状況について、市長が関係当局に報告を求めることに同意します。

記

1 次の者を雇用する予定です。甲賀市奨学金等返還支援金交付要綱の趣旨を理解し、雇用予定者が甲賀市奨学金等返還支援金を受けるために必要な協力をします。

住所：

氏名：

2 市税を滞納していません。

3 次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（甲賀市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

4 3の（2）から（6）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

甲賀市長 あて

住 所

名称(屋号)

代 表 者 名

㊟

代表者の生年月日

年 月 日

※住所は、個人にあつては本人確認資料記載の住所。法人又は団体にあつては本店所在地を記載すること。

貴社の区分としてあてはまるものにをつけてください。

中小企業 小規模企業 個人事業主 左記以外